

住みよい木津川市・相楽郡を  
みなさまとともに！

よし かず

京都府議会議員 ふでやす祥一 府政報告

# ふでやす 筆保 祥一 通信

第6号 (2025年夏号)



## ごあいさつ



今年は梅雨明けも早く、異常な暑さが容赦なく続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。



まず、前号で今号の発行を6月頃の予定としておりましたが、参議院議員選挙の執行等、諸般の事情でこの時期の発行となりましたこととお詫び申し上げます。

今年度は5月臨時会において、初めて特別委員会にて副委員長役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。

そして、この6月定例会議にて「孤独死・孤立死」をテーマに一般質問させていただきました。重いテーマではありますが、「無縁社会」と言われて久しい昨今、孤独死・孤立死に至った場合、職務に就かっている検視官・警察官の対応、また、そのような悲劇を防ぐため、「孤独・孤立」状態にある方々の行政の支援策について質問を致しました。(質問の詳細は中面をご覧ください。)誰もが避けては通れない「老い」、そのなかで周りに迷惑をかけずに過ごしたいとの思いから、「孤独・孤立」になってしまわれる方も少なくないと言われております。また、そのような状況を踏まえ、「親戚づきあい」

「ご近所づきあい」が希薄になるなか、行政においても「通いの場」で皆様が集い、楽しめるようなきっかけづくりを提供しております。ご本人でも、周りの方でも構いませんので、そのような状況が見受けられる場合はぜひご相談ください!!

今後も引き続き、地元木津川市・相楽郡の行政課題や、本府の行政運営の更なる効率化・適正化に向け順次提案を行っていき、諸課題解決に向け邁進してまいりますので、今後とも何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

京都府議会議員 筆保 祥一



民間企業、国・地方行政の主要部署を歴任。国土計画、防災・減災対策をはじめ、福祉行政全般・医療・環境・交通行政、財務関係に精通。

次号は12月頃の発行予定です!



## 所属会派

国民民主党・日本維新の会  
京都府議会議員団

府議会の議員定数は60名、当会派は11名となり、第2会派となっています。



## 所属委員会 (任期は1年)

### ○総務・警察常任委員会

府の財政運営、府有資産の利活用、市町村振興、地域安全対策、交通安全対策などについて審査・調査します。

### ○子育て環境の充実に関する特別委員会

出会い・結婚・妊娠・出産、保育・教育および就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策(貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策およびいじめ対策を含む)について調査・研究します。

【※本委員会において副委員長を拝命いたしました。】

### ○議会運営委員会

### ○議会改革検討小委員会

## ふでやす 祥一 プロフィール

- 1972年 岡山県津山市生まれ。岡山県立津山東高等学校、日本大学理工学部交通土木工学科卒業。
- 1995年 大手ゼネコンに入社。阪神・淡路大震災復興事業に従事する。
- 1999年 建設省・国土交通省にて河川砂防技術者として、主に琵琶湖・淀川水系の河川整備計画、土石流対策技術指針作成ならびにダム計画に従事する。
- 2004年 神戸市役所に行政職として入庁。保健福祉・環境・交通行政の財務関係に従事。
- 2015年 衆議院議員公設第一秘書として、京都府第6選挙区にて従事。
- 2023年 京都府議会議員選挙に木津川市・相楽郡選挙区より立候補し、初当選。任期1年目は政策環境建設常任委員会、文化力と価値創造に関する特別委員会、予算特別委員会に所属。
- 2024年 任期2年目は危機管理・健康福祉常任委員会、魅力ある地域づくりに関する特別委員会、決算特別委員会、議会運営委員会に所属。

「誰の為の政治なのか」を常に心の根底に据え、

今までの経験から培われたノウハウと持ち前の行動力をフル稼働させ、議員活動に邁進してまいります!!



# 「孤独死・孤立死」の対応について

## 筆Qの質問

警察庁が「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」に関する年間の集計結果を、今年4月11日に初めて公表した。

この発表は政府が2023年に設置した「孤独死・孤立死」の実態把握に向けたワーキンググループでの議論を深めていくための資料として集計を行ったものと聞いている。

内容は2024年に一人暮らしの自宅で死亡した方は全国で7万6,020体。そのうちの76.4%の5万8,044体が65歳以上の高齢者であった。この数字は一つの基礎自治体なみの人数である。(年齢層別の集計、京都府警の取扱数は資料のとおり)

もちろん理由は千差万別であるが、これだけの方が孤独な死を迎えられたことは事実である。民間調査会社等の集計によると年々増加の一途をたどっている。

このような事案については、まず初動として警察が対応しているが、現地からの連絡を受けたのち、所管の警察署員が現地に向かう。その場で検視官を待ち、到着後検視を行うが、その検視官の数が府内で7人しかいない。1日24時間を2人体制で府内全域をカバーしているそうだが、素人目で見てもかなり過酷ではないだろうか。

もちろん、検視は「孤独死」以外も対応している状況だが、昨年府内の件数3,470件を月に換算した場合、約300体に近いご遺体を検視していることになる。そこで、1日の最多出動回数を尋ねたところ、1日に23回出動した日もあるとのこと、私たちには想像もつかない過酷な業務であることは間違いない。

「職務である」と言えばそれまでだが、近隣府県の状況を確認したところ、体制的にもう少し充実している府県もある。今まで、あまりクローズアップされる事のない部分だが、職員の精神的・肉体的負担を考えるともう少しどうにかできないものか。

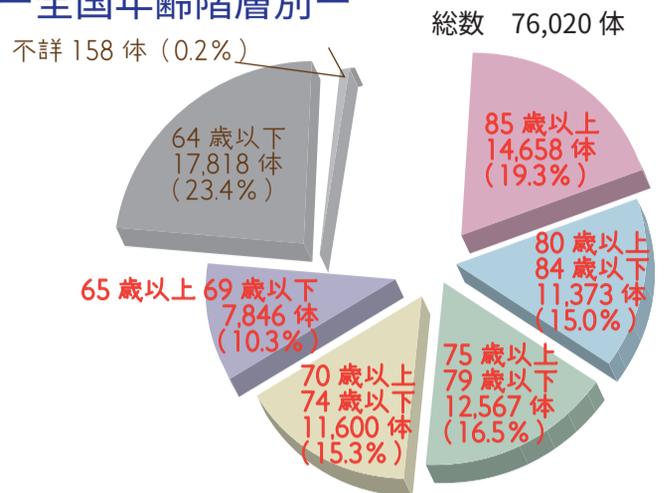
仮に1人が府北部、もう1人が南部に赴いている間、別の事件が入れば検視官の指示がある場合を除いて検視官が到着するまで、ご遺体を動かすこともできず、このような状況が今年1月に1日あたり23件の日もあったとのこと。

死亡事件以外にも、孤独死の事案も年々増加の一途をたどっている中、今後、体制の見直しも必要ではないかと考えるが、本部長の見解を伺いたい。

## 資料

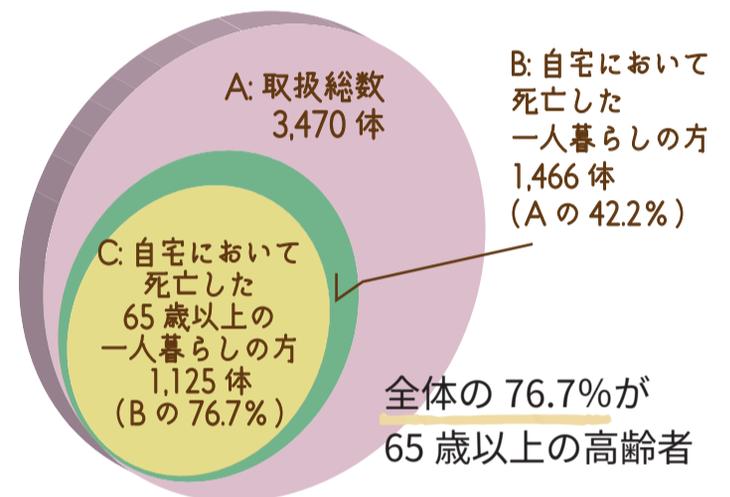
警察取扱死体のうち、(令和6年)自宅において死亡した一人暮らしの者  
【出典：令和7年4月警察庁刑事局捜査第一課資料より作成】

### 一全国年齢階層別一



全体の76.4%が65歳以上の高齢者

### 一京都府警の取扱数一



## 筆の視点

### 増え続ける業務に即した職員の配置・育成を!!

検視官の職務はテレビドラマ等でよく描かれていますが、実際の現場では筆舌に尽くしがたい状況に直面することも多いかと思えます。1日あたりの担当件数を見るにもう少し体制を充実するべきと考えます。適性を有する職員が訓練・経験を積んで初めて検視官となるため、養成も含め計画的な配置に努めていただきたいと思います。



## 警察本部長答弁要旨

警察では、死体を発見、通報を受けた場合には、関係法令の規定に基づき、犯罪の嫌疑の有無を確認するための「検視」や犯罪の疑いがない死体の死因や身元を明らかにするための「死体調査」を行っており、これらを合わせた件数を「死体取扱数」としている。

府警察における取扱数は、令和3年までの約20年間は概ね3,000体前後で推移していたが、令和4年に初めて3,400体を超え、令和5年、6年と横ばい状態である。

警察庁では議員が指摘した通り、令和6年中の集計(資料)を発表したが令和5年以前の数字は集計されていない。

死体取扱いの体制については、犯罪による死亡の見逃しを防止するとともに、遺族等の心情に配慮した適切な業務を推進するため、全国の警察において一定の捜査経験を有し、法医学等の専門的訓練を修了した警察官を「検視官」として警察本部の刑事部に複数配置し、警視または警部の階級にあるものを充てることとしている。

府警察では現在、警察本部の刑事局捜査第一課に警視の階級にある検視官室長と警部の階級にある室長補佐6人、合計7人の検視官を配置し、室長補佐である6人の検視官が2人一組で当番24時間の交替制で勤務している。また本業務に適性を有する相当数の捜査員が検視官の補助者として勤務している。

検視官が死体発見現場や検視等の現場に臨場する現場臨場率の向上が犯罪死の見逃しを無くすうえで重要なことから、平成20年から24年にかけて、3人を順次増員し現在の7人体制としている。その結果、平成27年以降の現場臨場率は90%以上で推移し、令和6年中においては96.5%となった。

他方で検視官の業務は、法医学等の専門的知識が求められるほか、感染症に罹患する危険性や夜間・休日の突発対応など、精神的にも肉体的にも相当の負担を伴うものである。検視官の負担軽減とともに業務の合理化・効率化を図るため、感染症防止のためのワクチン接種、高性能のマスク、エプロン等の整備、熱中症予防対策として、通気性・伸縮性に富んだ現場用被服の導入など、勤務環境の改善に取り組んでいるほか、検視官が死体発見現場に到着する前に、現場の映像等をリアルタイムで確認し、必要な指示等を行うための映像伝送装置を整備している。

今後とも、死体取扱数や検視官の臨場率の推移にも注意を払いつつ、人員・機材の確保や、計画的な人材育成など適切な死体取扱業務の推進に必要な体制の整備に努めてまいります。

この一般質問の様子は、下の二次元コードからご覧いただけます。(京都府議会録画配信)





# 高齢者の「孤独・孤立」を「把握」し「未然に防ぐ」ための施策について

## 筆Qの質問

令和6年4月1日から「孤独・孤立対策推進法」が施行された。同法には、「地方公共団体の責務」も規定されている。左ページの資料のように、孤独死に占める高齢者の割合は非常に高い。

この問題は、平時・非常時を問わず「孤独・孤立」の「把握」ができていないことにあり、基礎自治体の相当な負担につながっていること等からも、孤立している高齢者の事前把握は喫緊の課題と考えるが、自治体・社会福祉協議会・民生児童委員・自治会・町内会等での個人情報の共有ができないことも課題と考えるが、高齢者の「孤独・孤立」を「把握」し「未然に防ぐ」ための施策に関して所見を伺いたい。

### (1) 平時においては...

地域活動の担い手不足が深刻化している。一方、「孤独・孤立」状態にある高齢者の方も元気な方は多く、その潜在的な「支え手」になり得る方を、どのようにして顕在化させるかが重要で、社会参加をすることが心身の健康保持にも役立ち、介護予防になることも期待できるなど、社会的・孤立状態の改善だけではなく、支え手の側にも好ましい波及効果を及ぼしうものと考えます。

どの地域に住んでいても社会の一員としての実感を持ち、人生100年時代に健康で自分らしく生きていける京都を実現してほしい。そのためには府が率先して強いリーダーシップで引っ張っていくことが必要ではないか。

「孤独死」の状況になると、基礎自治体の負担も相当なものになる。身寄りのない方が死亡した際、身元が分からない場合、身元が判明しているが引き取り者がいない場合、どちらにおいても各々法律に基づいて、死亡地の市町村が埋火葬すると規定されている。また、「孤独死」において、その場所が賃貸物件だった場合、残置物処理費用や現状回復費用、そして事故物件に伴う家賃保証費用などで別途100万円以上かかるとの調査報告も出ている。

今後さらに高齢化が進み、孤立する高齢者の増加が見込まれる。平時において高齢者の孤独・孤立対策を実施していくうえでの基本認識と、高齢者の孤独を把握し、孤独を未然に防ぐための取組の方向性についての見解を伺いたい。

### (2) 非常時においては...

政府は、近い将来に発生する可能性が高い「南海トラフ大地震」を想定した防災対策推進基本計画の改定を検討しており、その骨子案も新聞報道等されている。骨子案は、南海トラフ大地震の初動や応急期で死者を減らす命を守る対策と、避難生活での災害関連死を防ぐ命をつなぐ対策の推進を挙げ、特に災害関連死については、「避難所の支援から、人の支援へ、考え方を転換」と特記しており、在宅避難者に対しても十分なケアが不可欠との考えから「良好な生活環境の整備や、保健・医療・福祉の供給体制の確立」を挙げている。

災害時においてはまず自助、次に共助、そして公助。共助を行うにしても、その場所にどのような家族構成で、どのような支援が必要な方が住んでいるのかを事前に把握しておかなければ、共助につなげることができない。

広域自治体の役割として、災害時における「府民の安心・安全の観点」から、本府においては「高齢者の孤独を把握」し、「孤独死を未然に防ぐ」ために、どのように取り組んでいこうと考えているのか、見解を伺いたい。

## 知事答弁要旨(1)について

少子高齢化や核家族化が進み、人と人とのつながりが希薄となる中、令和6年度の内閣府の調査では、高齢者の3割以上が「孤独であると感じることがある」と回答している。高齢者の孤立は、認知機能やADL(日常生活動作)の低下などの健康問題を引き起こす可能性があることから、孤独・孤立への対応は大変重要だと認識している。

高齢者の孤独・孤立の解消に向けて、市町村が実施する地域支援事業において、地域包括支援センターなどが行う訪問活動により支援が必要な方を把握し、地域の集会場を活用したサロンなどの「通いの場」への参加を促すなど、地域全体で高齢者を見守り、孤立を未然に防ぐ取組が行われている。

府では、広域自治体としてアドバイザー派遣や研修会を開催し、訪問活動や通いの場の開催のノウハウを提供するなど、市町村と連携しながら高齢者の孤立を未然に防止する取組の充実を図っている。また、地域活動の担い手が不足する中、高齢者にボランティアなどの担い手になっていただけるよう、京都SKYセンターや老人クラブの活動を支援し、社会参加を促すことで孤立の未然防止につなげている。

一方で、訪問活動に応じない方や、地域活動に参加されない方など、地域社会との接点が少ない方を把握し、社会で孤立させないためには、市町村において行政・医療・福祉など幅広い支援機関や民生児童委員・自治会・NPOなどと連携して、孤独又は課題を抱えた方を包括的に支援する重層的支援体制整備事業(※「筆の視点」参照)に取り組むことが必要と考える。当事業は、地域で把握した孤独・孤立状態にある高齢者について、さまざまな関係機関が情報共有を行い、緩やかに見守りながら地域活動へとつなげるとともに、命に係わる急を要するような場合には、関係機関が連携して早急に支援を行うなど、孤独死を未然に防ぐ地域づくりに取り組んでおり、府としては市町村の取組が円滑に進むよう支援している。

今後とも高齢者をはじめ地域住民一人ひとりが孤独・孤立することのない「あたたかい京都」を目指し、市町村や地域の関係者と連携した取組の充実・強化を図っていきたい。

## 危機管理監答弁要旨(2)について

大規模災害時に避難生活の長期化など、環境の変化により心身に影響を受けやすい高齢者等の孤独を把握し、孤独死を含む災害関連死を防ぐためには、平時から市町村や関係機関と連携し、よりきめ細やかな支援体制を確保しておくことが重要と考えている。

高齢者の孤独死を含む災害関連死のリスクを下げるためには、心のケアなどの支援を行うDPATに加え、要配慮者への福祉支援を行うDWATや医療支援を行うJMATなどの保健医療福祉活動チームが連携し、高齢者等の状況把握から対策までの総合的な支援を行うことが重要である。

府は、本年5月に決定した第四次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランにおいて、避難生活を余儀なくされている被災者に対し、保健医療福祉活動チームによる健康管理体制を確立し、被災者の健康を守る対策に取り組むことにより市町村の災害対応を支援することとしている。今後、災害時の保健医療福祉活動チームによる支援の実効性をさらに高めるため、各チームの連携を想定した研修など、公助の取組の強化を進めていきたい。

災害時の孤独や孤独死を防ぐためには、公助の取組に加え、自らサインを出せない方々に対する支援や、地域住民同士による助け合い、見守りなどの共助の取組が重要であることを、令和6年能登半島地震の被災地支援を通じて改めて認識したところである。昨年度開催した地震対策専門家会議でも知らない土地での暮らしによるストレスや、地域コミュニティから切り離されることが、高齢者等の孤独死につながる可能性があるとの指摘があった。

そのため、避難所から応急仮設住宅への移行にあたっては、高齢者や障害者等の個々の状態による優先度に応じて入居決定することに加え、被災以前のコミュニティに単位で入居募集を行うなど、コミュニティの維持にも配慮することを京都府応急仮設住宅事業マニュアルに定めている。入居後は、市町村を中心とした平時からの支援体制を活かし、行政、医療、福祉に加え、民生児童委員、自治会、NPO等による巡回訪問や地域活動への参画の促進など、高齢者等の要配慮者を見守り、孤立を防ぐ取組を継続的に進めていきたい。

引き続き、市町村や関係機関との連携を一層強め、孤独死をはじめ、災害関連死を防ぐ取組を進めていきたい。

## 「重層的支援体制整備事業」への移行を希望する市町村に積極的支援を!!

### 筆の視点

この事業は令和3年の社会福祉法改正により創設されたものです。京都府内26市町村の実施状況を見ますと、令和6年10月時点で実施に至った市町村は精華町を含め3市1町、移行準備事業に入った市町村は木津川市を含め6市となります。市町村の手上げによる任意事業とは異なりますが、規模の小さな市町村は計画策定等の煩雑さなどから二の足を踏むところもあるかと思えます。このような状況を踏まえ、広域自治体である本府の積極的な支援を望むところです。

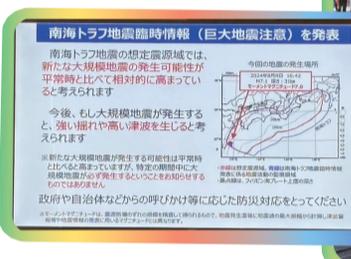
地域共生社会の実現に向けて



# 筆の活動あれこれ



地元活動のほか、委員会や会派議員団の管外視察等で他都市の先進事例などを調査しています。



# 筆のあとがき

この度の「孤立・孤独」の質問の背景には、阪神・淡路大震災後、当時、復興過程にあった神戸市内の各自治会の懸案事項から、今現在の状況の確認も含め、質問をさせていただいたものです。

当時から問題が指摘されていたのは、個人情報の開示をどこまで地元に行くかと言う問題です。

質問内容にもありますように、個人情報保護の観点から、未だに、自治会等が取得している住民情報と、社会福祉協議会並びに民生児童委員さん等が持っている情報とが、リンクされていない状況となっております。

現在、自治体側としては、緊急時（災害発生時）には、各自治会へ住民情報の開示を行う旨を取り決めている自治体もあると聞いておりますが、これはあくまでも緊急時であって、平時には分からない状態です。

震災を経験した身からも、平時からの備えは非常に重要であり、緊急時に情報を得たとしても、その時点で対応ができるかどうかは、非常に不透明です。

勿論、個人情報保護の観点から、数年で交代する自治会等の役員の方が個人情報の管理を行うのも難しい部分ではあります。

このような状況が、阪神・淡路大震災以後も、継続され問題となっております。

この課題については、いつ来るか分からない巨大災害への備えとして、行政は、可及的速やかに、法的な部分も含め、しっかりと検討し対策を講じていくべきであると考えます。

# 筆 TOPICS 政策甲子園 2025 西日本地区予選大会 (7月27日)



「政策甲子園」は公益社団法人日本青年会議所の主催で行われる全国の高校生を対象とした政策コンテストです。

この日は西日本地区予選大会が京都府議会旧議場で開かれ、私は自由設定部門「あなたは総理大臣！！地域の社会課題と明るい未来！！」の審査員を務めさせていただきました。書類審査を通過した10校の熱いプレゼンテーションが繰り広げられ、高校生のみさんの新しい視点からの提言は、私の今後の議員活動にも非常に参考になるものでした。



厳正な審査の結果、1位の京都府立嵯峨野高等学校、2位の愛媛県立今治東中等教育学校、3位の大阪府立鳳高等学校の3校が8月25日に国会議事堂参議院別館で行われる決勝大会にコマを進めることとなりました。このたび敗退した高校のみさんの分まで、



ぜひ頑張っていたきたいと思います！



↑自治会や地域団体等の研修会などで、防災や福祉などのお話などさせていただきます。



# 筆 府政相談 地域の研修会など ミニ報告会 随時おこなっています!

木津川市役所そばに事務所を構え、府政のみならず地域のお困りごとの相談の受付、「走る！よろず相談所 筆やん号」での出張相談や、地域や自治会での研修会、少人数でのミニ府政報告会も随時開催しております。

府政といいますと、みなさまには身近なものではないように思われるかもしれませんが、福祉・道路・河川・地域交通などなど、お気軽に下記事務所にご連絡を頂戴できたらと思います。(日程調整をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。)



↑このステッカーの車をご覧になられたら、お気軽にお声がけください！ ↑よろず相談会の様子



**発行 京都府議会議員 ふでやす 祥一 筆**

京都府議会議員 ふでやす 祥一事務所  
 〒619-0214  
 京都府木津川市木津南垣外 118-3 井関ビル 2F  
 ☎ 0774-66-7733 ☎ 0774-66-7732  
 ✉ yoshikazu.fudeyasu@gmail.com